人権 相談はお気軽に 行政

専門の委員がお受けします

●人権相談●

十月一日から七日までは「法の日」週間です。私たちの人権は、法によって保護されています。

この大切な私たちの人権を守るために、当市にも人権擁護委員がおられます。

人権擁護委員とは、憲法の柱ともいうべき"基本的人権"を守ったり、救済したり、相談にのったりするなどの任務を持っています。

もし、人権問題でお困りのかたがあれば、お気軽にご相談ください。

相談日は、毎月第二・第四火曜日の「困りごと相談」日に人権擁護委員が出席し、相談に応じています。

人権擁護委員は、次の方々です。

▽鎌田正太郎さん　鶏冠井町東井戸39　☎九二一―二九四一

▽中山仙三さん　物集女町中条29　☎九二一―八〇九二

▽辻山一雄さん　向日町南山1　☎九二一―〇〇〇九

▽濱田加奈子さん　上植野町浄徳11の46　☎九三二―一二五七

●行政相談●

十月十六日から二十二日までは行政相談週間です。この期間中、当市では定例の「困りごと相談」と合同で行政相談所を開設します。

国や府、市をはじめ国鉄電々公社、公団、公庫などの仕事について

▽納得がいかない▽このようにしてほしい▽どうすればよいのかわからない

などの苦情や意見、要望をお持ちの方は、お気軽にご相談下さい。

なお相談は無料で、秘密は守ります。

▼とき…十月二十五日（火）午前十時～午後四時

▼ところ…向日市民会館

相談のお相手は、次の行政相談委員です。

▽小嶋種治さん（上植野町下川原52）☎九二一―〇〇二四

▽小林兵雄さん（上植野町浄徳8）☎九二一―〇三〇四

休日急患診療の案内は

てんわ 931―3900まで

乙訓医師会では、休日の急病に対応するため、当番制で休日診療所を開設しています。

当日の休日診療担当医の案内は、乙訓医師会テレホンサービス（☎九三一―三九〇〇）ですが、電話のかけられる時間は、当日の午前七時三十分から午後六時までです。

また、話し中の場合は、テープ回転の関係で二分間まってから、かけ直して下さい。

なお、診療時間は、午前十時から午後六時までです。

国民年金保険料

納付期限までに必ず

国民年金保険料を納付期限までに納められていますか。この保険料の納付期限は、下表のとおりに定められています。

もし、納付期限までに納められてないと、万一けがをしたり、ご主人が亡くなられた時などに、障害年金や母子年金が受けられなくなることがあります。

また、保険料が納め忘れのままになっていると、将来、老齢年金が受けられなくなる場合もあります。

このようなことがないように、保険料は必ず納付期限までに納めるようにしましょう。

納付は、市会計課およびもよりの金融機関でして下さい。

また、留守がちな方は、口座振替をご利用下さい。

加入手続きは、各金融機関の窓口でお申し込み下さい。

保険料納付期限

納付月	納付期限
4・5・6月分	7月31日まで
7・8・9月分	10月31日まで
10・11・12月分	1月31日まで
1・2・3月分	4月30日まで

市老人福祉年金

支給対象者の範囲拡大

市では、本年度から市老人福祉年金の支給対象者の範囲を拡大しました。

この年金は、いままで従来国民年金法による高齢任意加入被保険者（十年年金、五年年金、新五年年金受給者）を除く七十歳以上の方で、国の老齢福祉年金の支給を停止されている方を対象に実施していました。本年度から、高齢任意加入被保険者も、その対象になります。

◆支給要件◆

本市に住所を有し、かつ住民基本台帳に登録されている満七十歳以上の人で、次に該当する方

①明治四十四年四月一日以前に生まれた人で、国の老齢福祉年金の支給を受けていない方（支給を一部停止されている方を含む）

②本人の前年における所得の住民税所得割課税標準額が百万円以下の方

◆年金額◆

月額五百円

◆申請の期間◆

十月一日～二十二日

前記の支給要件に該当する方は、印鑑および現在受給されている年金証書を持参のうえ、市保険年金課で申請の手続きをして下さい。

その他、詳細は市保険年金課まで。内線二三九

交通遺児奨学金等 支給申請は早目に

京都府交通遺児奨学金等（乳児・幼児分）の支給申請は、もうお済みですか。該当の方で、まだ申請されていない方は、十月十五日までに市教育委員会へ申し出て下さい。

国保 支給額が改正 助産・葬祭費など

国民健康保険の助産費、葬祭費、育児手当の支給額が、昭和五十二年十月一日から次のとおり改正されます。

▼助産費…現行の四万円から六万円に

▼葬祭費…現行の一万円から二万円に

▼育児手当…現行の二千円から三千円に

花山火葬場が改築のため閉鎖

花山火葬場が、建設後四十五年たち老朽化が著しいため、十月から全面的に改築されることになりました。

したがって、改築工事が終るまでの約三年間同火葬場が閉鎖され、蓮華谷火葬場のみで業務が行われます。

蓮華谷火葬場は、京都市北部の原谷街道の奥にあり敷地や施設が狭いため、次のような制限が行われます

①希望どおりの時間に火葬場が使用できないことがあります。

②供車は、乗用車三台、マイクロバス利用のときマイクロバス・乗用車各一台まで。それ以上の車は入場できません。

③骨拾いまで残る車は一台にして下さい。

④副葬品（果物・かん詰酒類など）を、絶対に棺の中へ入れないで下さい。

都市緑化祭を開催

記念植樹に点検パト

十月は、都市緑化月間です。これは、都市の緑化と都市公園などの保全美化の運動を積極的に展開するものです。

この緑と公園は、公害を緩和し、災害時の避難場所を提供すると共に、いこいの場やコミュニケーションの場を提供します。

市では、この期間中、ポスターの掲示、パンフレットの配布などキャンペーンをくり広げ、緑化運動の高揚をはかります。また、特に十月一日には、勝山緑地で都市緑化祭を開催し、記念植樹、施設遊具などの点検パトロールを行います。

緑豊かなまちづくりは、一本の木の植樹から始まります。一人でも多くの方がこの運動に参加され、身のまわりに一本でも多くの樹木を植えられることによって、運動の輪が広がっていけば、緑豊かなまちになるのも決して夢ではありません。"まちにフレッシュな緑を"

請求はお早く

特別弔慰金の受給者

昭和五十年の改正による特別弔慰金の請求は、もうお済みですか。

日華事変（昭和十二年七月七日）以後の戦争による戦没者等の遺族で、昭和五十年四月一日現在、遺族の中に遺族年金、公務扶助料等を受給している方がいない場合、弔慰金受給権者、配偶者、子、父母、孫、祖父母および戦没者の兄弟姉妹に戦没者一人につき、特別弔慰金二十万円の国債（十年償還）が支給されます。この請求期限は、来年の三月三十一日までですので、まだ請求されていない方は早目に手続きをお済ませ下さい。

なお、昭和五十二年の改正で、今月の一日から、満洲事変（昭和六年九月十八日）から昭和十二年七月六日までに公務上死亡した軍人の遺族にも支給されることになりました。

請求手続きなど詳細は、市社会福祉課までお問い合わせ下さい。内線二六八

教育・監査・公平 各委員決まる

このほど九月の定例市議会で、新しく教育・監査・公平の各委員が議会の同意を得て選任されました。

教育委員は、岡田茂氏、監査委員は、村上春夫氏、公平委員は神川清氏です。

委員の任期は、それぞれ四年です。

岡田茂氏

村上春夫氏

神川清氏

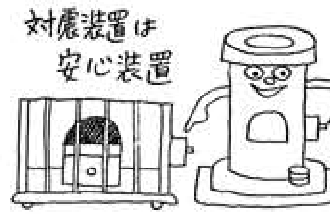

今年の冬から、市火災予防条例により、移動式の石油ストーブには、対震自動消火装置が義務づけられます

<お問い合わせ>市消防本部予防課 ☎921―8396

◆犬の登録と予防注射◆

犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。法律により、登録は1年に1回、注射は1年2回受けなければなりません。この機会に必ず受けて下さい。

〔対象となる犬〕注射当日までに、生後91日以上を経過している犬。

〔手数料〕1頭につき注射料…640円　注射済票…150円　計…790円（未登録犬は登録料300円追加）

日程表

日	時間	場所
11日(火)	午前9時30分～11時30分	上植野事務所
	午後1時30分～3時30分	西向日事務所
12日(水)	午前9時30分～11時30分	鶏冠井事務所
	午後1時30分～3時30分	向陽保健所
13日(木)	午前9時30分～11時30分	寺戸公民館
	午後1時30分～3時30分	
14日(金)	午前9時30分～11時30分	物集女公民館
	午後1時30分～3時30分	市役所

〔お問い合わせ〕　市環境衛生課　内線226

昭和53年度市職員を募集

市では、昭和53年度職員採用試験を、つぎの要領で実施します。

〔職種・受験資格〕

職種		受験資格
一般事務職		昭和29年4年2日以降に生まれた者で大学、昭和31年〃短大、昭和33年〃高校を卒業した者
技術職	建築系	上記受験資格を有する者で、高校または大学の建築科を卒業した男子
	土木系	〃　高校または大学の土木科を卒業した男子
	機械系	〃　高校または大学の機械科を卒業した男子
	化学系	〃　大学の化学科を卒業した男子
	電気系	〃　大学の電気科を卒業した男子
保母職		昭和29年4月2日以降に生まれた者で短大を卒業し保母資格を有する者

（昭和53年3月卒業見込者含む）

〔試験科目〕各職種とも

◇第1次…教養（一般常識）・専門・作文…2時間30分

◇第2次…口述試験・職種により体力検査

〔試験日時・場所〕

◇第1次…10月23日（日）午前9時（職種によっては午後1時）…向日市役所・向日市民会館・向日町会館

◇第2次…11月下旬の予定…第1次合格者に通知

〔採用予定人員〕各職種とも若干名

〔採用予定日〕昭和53年4月1日

〔受付期間と時間〕

10月1日（土）～12日（水）午前8時30分～午後5時（土曜日の午後、日・祝日を除く）

〔受験手続〕◇申込み先…市職員課（3階）

◇提出書類…受験申込書（本市所定のもの）・受験票（本市所定のもので、50円切手を添付し、住所、氏名を記入）

◇その他…郵送での「受験申込書」の送付依頼および申込みは、一切受付けません。

〔お問い合わせ〕

〒617　向日市寺戸町中野20　向日市役所職員課　☎931―1111　内線215

市役所の電話番号は……☎九三一―一一一一